

(様式 2)

2023年5月9日

### 女性の就農環境改善計画

(令和5年度女性の就農環境改善支援事業)

実施するメニュー (該当に○)	第4の(1) (施設等確保の取組)	○
	第4の(2) (グループの新たな取組)	

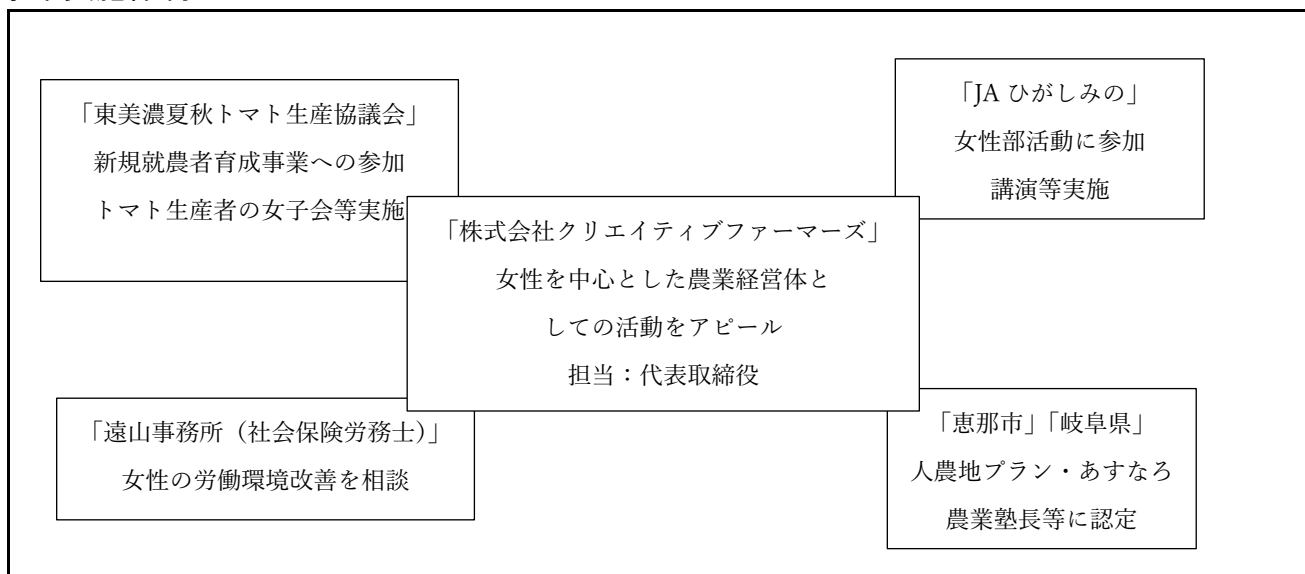
#### 1 地域取組主体の概要

名称	株式会社クリエイティブファーマーズ	
所在地	岐阜県恵那市上矢作町4240	
代表者	石川 右木子	
主な組織の事業内容(注)	<p>従業員数</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 役員2名、正社員3名、パートタイム11名</li></ul> <p>主たる事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 夏愁トマト(大玉・ミニ)栽培および販売(60a)</li><li>・ 冬春いちご栽培および販売(29a)</li><li>・ 観光農園(トマト狩り・いちご狩り)</li></ul> <p>その他の事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 露地野菜:大豆・さつまいも・えごま・ちぢみほうれん草・こんにゃく芋(約60a)</li><li>・ 夏秋トマト新規就農支援施設(10a)運営</li><li>・ 加工品:トマトジュース・トマトソース・いちごジャム・ケチャップ・えごま油・自家製大豆を使った味噌・干し芋等約15種類(女性が主となる手作り加工が主体)</li><li>・ 夏秋トマト生産協議会の新規就農者育成支援農場の運営</li></ul> <p>女性従業員の地位向上や安心して農業に取り組める為の対策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 快適な休憩所の整備(本事業):</li><li>② 個人ロッカーや下駄箱の整備(一部整備済本事業):</li><li>③ 男女別トイレの設置(本事業):</li><li>④ 自由な労働時間の設定(設定済):</li></ul>	女性農業者の 人数:11

	⑤ 女性の部門責任者の任命（設定済）： ⑥ 女性が作業しやすい環境や作業内容の設定（設定済）： ⑦ 夏場の高温時期の空調服等の支給（実施済）	
--	--	--

（注）主な組織の事業内容は、具体的に記載する。

## 2 事業実施体制



（注）実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

## 3 女性の農業への呼び込み・定着・活躍のための取組計画（実績）

### （1）地域取組主体における女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題（注）

<p><b>【社会情勢等を踏まえた地域の女性農業者の課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業はまだまだ男性中心であるため、女性が農業経営や組織運営に関わる機会が制限されている。</li> <li>・地域内に子育て世代の女性が就労出来る仕事が少ない。</li> <li>・高齢者の女性が就労出来る仕事が少ない。</li> <li>・農業は労働時間の負担が大きく育児や家事など家庭的な役割を持つ女性にとって両立が困難である。</li> <li>・農業は労働の体力的な負担が大きく女性では難しい場合が多い。</li> </ul> <p><b>【現状の労働環境を踏まえた施設等の必要性（既存の施設等の利用状況を含む）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いちごハウス休憩所の整備（95%は女性が利用している）</li> </ul> <p>パイプハウス内の一部を改修し、椅子やテーブル、冷蔵庫、電子レンジ等を整備し簡易</p>
---

な休憩所として利用しています。しかし、農業用のビニールハウスであるため温度調整が難しく、ファンヒーターやスポットクーラーを設置していますが、ビニールハウスの日射等による急激な温度変化に対応できていません。その為、夏場の40℃近い高温の中での作業の後には、車の中が一番涼しいということで、各自の車で休憩をとることが多くなっている。近年の猛暑への対策として、休憩時間を細かくとる事や空調服を支給する等で対応しているが、休憩中にしっかりと体を冷やすことが熱中症予防の対策にも必要であると同時に、女性従業員の方々の楽しみの一つでもある、休憩時間にお茶を飲みながらみんなでコミュニケーションをとるということも、楽しい職場環境の提供としてはとても重要だと感じている。

今後、従業員の健康や快適な業務環境を整備するうえで休憩所の環境を整える事は経営者として急務であると考えている。

・男女別トイレの設置

加工所にトイレはあるが男女別ではない。また仮設トイレが加工所に隣接して置かれているだけなので利用しているのが周囲から丸見えで女性には使い難い環境になっていたり、また旧式の古い仮設トイレの為、ほとんどの女性従業員は車で5分程度のいちごハウスの簡易水洗のトイレを利用していたり、出来る限り我慢するといった状況である。加工所の作業は女性が主体になっているのでトイレ等の職場環境整備は加工所部門リーダー（女性）から、トイレの改善を以前から提案されている。

【その他女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題】

・弊社では以下のような取り組みを行っている。

- ① 自由な労働時間の設定：従業員によって子育てや介護、支援などの様々なプライベートの事情がある、弊社に必要な作業量や作業内容と女性従業員の特性と事情を含め様々な面でコミュニケーションをとり、お互いが有益になるような労働時間や作業内容の設定を行っている。
- ② 女性の社会進出：女性に向いていない重労働や汚れ作業以外に植物の管理、加工、事務、サービス等の業務は女性を登用し部門長などの業務を任せている。
- ③ 女性が取組みやすい業務の推進：加工品や6次産業化を推進しデザインやマーケティングの業務など女性（消費者目線）が有益になるような取り組みやすい事業を取り入れている。

作業内容の改善：作業台や作業治具、作業方法を女性でも対応出来るように設計し、手順を決めるなど作業改善を行っている。

(注) (2)、(3)の取組に係る具体的な課題を記載する。

(2) 女性の働きやすい環境を整備するための託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保にかかる計画（実績）

確保する施設等の区分		①託児スペース ②男女別トイレ ③更衣室 ④休憩スペース ⑤アシストスーツ、高さが調節できる作業台等の備品の確保 ⑥その他					
区分番号 (注1)	時期	確保場所	数量	利用する 女性農業 者の人数 (注2)	事業費 (千円)	国庫補助金	備考
②男女別ト イレ	R5.6 月	味噌工房の隣	1	11	930	845	
④ 休憩ス ペース	R5.6 月	いちごハウス 周辺	1	11	1,991	1,810	
計			2	11	2,921	2,655	

(注1) 「確保する施設等の区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。また、⑤又は⑥を選択した場合は、確保する施設等の名称も記載すること。

(注2) 農業者は、新規参入者、自営農業就農者（結婚を機に就農された者を含む）、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日以上従事者とする。

農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。（3）において同じ。

(注3) 必要に応じて項目を変えずに行を追加すること。

(3) 女性農業者グループの立ち上げ、グループ活動の開始又は発展のための新たな取組にかかる計画（実績）

取組区分		①商品等開発 ②先進地視察 ③会員募集・農業体験の受入等にかかる取組 ④研修会 ⑤マルシェ開催に向けた取組 ⑥その他					
区分番号 (注1)	時期	内容	実施 回数	参加する 女性農業 者の人数	事業費 (千円)	国庫補助金	備考

計							

(注1) 「取組区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。

(注2) 必要に応じて項目を変えずに行を追加すること。

**【事業成果及び今後の展開】**

※第4の(2)「グループの新たな取組」のみ記載

※区分番号に対応するように記入ください。

※どのようにグループ活動の活性化及び今後の活動に繋がるか分かりやすく記入ください。

※できる限り、数値目標を入れてください。

※商品づくりに関しては、翌年度以降の販売事業計画も併せてご記入ください。

区分番号	事業成果、今後の展開

**4 本事業を活用した取組計画 (注)**

時期	取組内容・回数	備考
	<p><b>【女性の農業への呼び込み・定着・活躍のための応募団体における取組（既存の取組を含む）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者が女性であることから、女性目線の意見を取り入れやすい職場環境を整えている。</li> <li>・女性経営者として行政機関から講演依頼も多く女性の農業への呼び込みや女性農業者の活躍にも寄与している。</li> <li>・就業時間は決めてあるが各人のプライベートの事情によって出勤時間や出勤日等を自由に設定出来るようにしている。</li> </ul> <p><b>【本事業を活用した取組の実施方針】</b></p> <p>ハウス内でのいちご栽培は体力的な労働負担が少なく女性でも取組みやすい。またトマト、いちご共に手作りを主体にした加工品の製造にも取り組みやすくこれらの作業も女性に向けた内容である。</p> <p>このようなことから、今後はいちご狩り等のサービス事業や6次産業化などの加工品等の製造に注力し女性雇用の機会</p>	【目標】

9月	を増やしてき、トマトやいちご産地として、女性の就農者の増加を底上げしていく。 【具体的に実施する取組内容】 ・1回/年で従業員の面談を行い、トラブルや現状の不満や将来の希望などのヒアリングを行い社内での女性の立場や労働条件などの向上や離職率の低減に努める。	
12月	・地域の社労士に相談し女性の働きやすい職場について検討	
1月	・地域の女性農業者との交流会実施	
4月	・トマト生産組合女性部活動に参加	
2回/月	・部門長ミーティングを行い女性の立場での意見を業務に取り入れている。	

(注) 3の取組を踏まえ、5の目標の達成のために実施する取組内容を具体的に記載する。

#### 5 女性農業者確保の目標 (注)

翌年度末までの女性農業者の新規確保人数 (注)	事業実施年度	1人			
	事業実施翌年度	2人			
	合計	3人			
(女性農業者の新規確保人数の内訳)					
自営農業就業者	0人、	雇用就農者	1人、	アルバイト等	2人

(注) 事業実施年度の翌年度末までの新規確保人数。

(参考)

<b>上記女性農業者確保の目標に係る女性の確保の計画</b> (第4の(1)「施設等確保の取組」のみ記載)	
<b>【事業実施年度】</b>	(取組予定業務) 6次産業化による加工品の製造・販売管理
(採用時期)	令和5年12月
(人数)	1人
<b>【事業実施翌年度】</b>	(取組予定業務) いちご栽培管理及び選果荷造り、いちご狩り等のサービス業務
(採用時期)	令和6年7月
(人数)	2人

※必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。